

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」といいます。）第四十一条の規定による令和六年度狩猟免許試験並びに法第五十一条の規定による令和六年度狩猟免許更新の適性試験（以下「適性検査」といいます。）及び講習を次のとおり実施します。

令和六年四月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 狩猟免許試験並びに適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

1 狩猟免許試験の日時、場所及び対象者

試験日時	試験区分	場 所	対 象 者
令和六年七月七日（日）、同年九月一日（日）及び同年十一月二十四日（日）午前九時三十分から午後四時まで	適性試験 知識試験 （十一月二十四日はわな猟免許試験のみ実施）	桜井市大字池之内一三〇の一 奈良県農業研究開発センタ	新たに狩猟免許を受けようとする者及び既に受けている狩猟免許と異なる種の狩猟免許を受けようとする者（以下「狩猟免許試験対象者」といいます。）であつて奈良県に住所があるもの
	技能試験 （十一月二十四日はわな猟免許試験のみ実施）		狩猟免許試験対象者のうち適性試験及び知識試験の合格者であつて奈良県に住所があるもの

2 狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

検査及び講習の日時	場 所	対 象 者
令和六年六月十三日（木） 午前九時三十分から午後 零時三十分まで	○ 吉野郡大淀町大字桧垣本二〇九 大淀町文化会館 視聴覚室	令和三年度に受 けた狩猟免許を更 新しようとする者 であつて奈良県に 住所があるもの
令和六年六月十三日（木） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	○ 吉野郡大淀町大字桧垣本二〇九 大淀町文化会館 視聴覚室	
令和六年六月二十日（木） 午前九時三十分から午後 零時三十分まで	宇陀市榛原下井足八二五 宇陀市農林会館 大集会室	
令和六年六月二十日（木） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	宇陀市榛原下井足八二五 宇陀市農林会館 大集会室	
令和六年六月二十六日（水） 午前九時三十分から午後 零時三十分まで	五條市岡口一丁目三番一号 五條市役所・奈良県五條総合庁 舎 一階大会議室	
令和六年六月二十六日（水） 午後一時三十分から午後 零時三十分まで	五條市岡口一丁目三番一号 五條市役所・奈良県五條総合庁 舎	

四時三十分まで	一階大会議室
令和六年六月二十八日（金） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	吉野郡十津川村大字折立二八五十津川村村民ひろば
令和六年七月十四日（日） 午前九時三十分から午後零時三十分まで	橿原市小房町一一の五 橿原万葉ホール 研修室二
令和六年七月十四日（日） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	橿原市小房町一一の五 橿原万葉ホール 研修室二
令和六年七月十八日（木） 午前九時三十分から午後零時三十分まで	宇陀市室生大野一六三七 宇陀市室生振興センター 研修室A・B
令和六年七月二十四日（水） 午前九時三十分から午後零時三十分まで	高市郡高取町大字観覚寺一〇二三 高取町リベルテホール 大研修室A・B
令和六年七月二十四日（水） 午後一時三十分から午後	高市郡高取町大字観覚寺一〇二三 高取町リベルテホール

四時三十分まで	大研修室A・B
令和六年八月二日（金） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	吉野郡川上村大字迫五九〇の一 川上村やまぶきホール 研修室
令和六年八月八日（木） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	吉野郡上北山村大字河合三三〇 上北山村振興センター 大集会室
令和六年八月十日（土） 午前九時三十分から午後 零時三十分まで	奈良市登大路町七六 奈良公園バスターミナル レクチャーホール
令和六年八月十日（土） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	奈良市登大路町七六 奈良公園バスターミナル レクチャーホール
令和六年八月二十一日（水） 午前九時三十分から午後 零時三十分まで	大和郡山市高田町九二の一六 大和郡山市市民交流館 一階集会室
令和六年八月二十一日（水） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	大和郡山市高田町九二の一六 大和郡山市市民交流館 一階集会室
令和六年八月二十三日（金）	桜井市大字池之内一三〇の一 奈良県農業研究開発センター

午前九時三十分から午後 零時三十分まで	
令和六年八月二十三日（ 金） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	桜井市大字池之内一三〇の一 奈良県農業研究開発センター

二 試験、適性検査及び講習の内容

1 試験

狩猟に関する適性、技能及び知識について次のとおり行います。

(一) 適性試験

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

(二) 技能試験

次の表の上欄に掲げる狩猟免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる課題について行います。

狩猟免許 の種類	課 題
網猟免許	一 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」といいます。）第二条第二号に掲げる網の一つを架設すること。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

わな猟免許 一 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 二 省令第二条第三号に掲げるわなの一つを架設すること。 三 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。	第一種銃猟免許 一 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 二 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 三 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 四 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 五 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いずに装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 六 距離の目測を行うこと。 七 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	第二種銃猟免許 一 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いずに装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 二 距離の目測を行うこと。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
--	---	--

(三) 知識試験

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- (2) 猟具に関する知識
- (3) 鳥獣に関する知識
- (4) 鳥獣の保護管理に関する知識

2 適性検査

- (一) 視力
- (二) 聴力
- (三) 運動能力

3 講習

- (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- (二) 猟具
- (三) 鳥獣
- (四) 鳥獣の保護管理

三 試験、適性検査及び講習の申請手続

1 申請

狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（一般社団法人奈良県猟友会及び同支部で交付する用紙を使用すること。）一通に次に掲げる書類を添付してください。

- (一) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し（申請者が当該許可を現に受けている場合に限ります。）

- (二) 法第四十条第二号から第四号までに該当しないことの医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合に限ります。） 一通

- (三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 一枚

- (四) 住民票抄本 一通

2 申請期限

受けようとする試験、適性検査及び講習の各期日の十四日前までとします。ただし、十四日前の日が、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「休日」といいます。）である場合は、当該十四日前の日の直後の休日以外の日までとします。

3 申請書の提出先

奈良市内侍原町六の一 奈良県林業会館内

一般社団法人奈良県猟友会

4 手数料

- (一) 法第四十九条第一号に規定する者に係るもの 三、九〇〇円
- (二) 法第五十一条第一項に規定する者に係るもの 二、九〇〇円
- (三) その他に係るもの 五、二〇〇円

四 その他

- 1 試験、適性検査及び講習の開始後は会場への入場は認めませんので注意してください。

- 2 駐車場の用意はしませんので公共交通機関をご利用ください。

- 3 試験、適性検査及び講習に関する問合せ先は、次のとおりとします。

奈良県食農部農業水産振興課鳥獣対策係 (〇七四二―二七―七四八〇)

一般社団法人奈良県猟友会 (〇七四二―二六―八一二五)